

借り入れることのできる費用は

総合支援資金で借りることのできる費用は次の3種類です。条件があてはまれば併せて借りることも可能です。

1 生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用です。

貸付限度額	2人以上の世帯 月額200,000円以内 単身世帯 月額150,000円以内 (失業等生活が困窮する前の収入が基準となります)
貸付期間	原則3月以内(延長:原則3月毎、最長12月) 指定された借受人口座に毎月送金します。
据置期間	最終貸付日から6月以内
償還期間	据置期間経過後10年以内
備考	○自立した生活を営むことが可能となった場合には貸付を行わないものとします。 ○自立に向けた取組を怠った場合、貸付を停止することがあります。 ○貸付期間中に職業訓練受講給付金を受給することになった場合は、貸付を一時停止します。

2 住宅入居費 (自立相談支援機関に住居確保給付金の申請をし、住宅の確保が見込まれる方のみが対象)

敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用です。

貸付限度額	400,000円以内
据置期間	貸付の日から6月以内 生活支援費を併せて借りる場合は、生活支援費の最終貸付日から6月以内
償還期間	据置期間経過後10年以内
備考	○敷金、礼金、入居に際して当初の支払いを要する賃料、共益費、管理費、不動産仲介手数料、火災保険料、入居保証料等が対象となります。 ○貸付金は不動産業者や保険会社に直接送金します。

3 一時生活再建費

生活を再建するために一時的に必要な日常生活費で賄うことが困難である費用です。

貸付限度額	600,000円以内
据置期間	貸付の日から6月以内 生活支援費を併せて借りる場合は、生活支援費の最終貸付日から6月以内
償還期間	据置期間経過後10年以内
備考	○次のような費用が対象となります。 ①失業等による場合に、新たに就業するために必要な支度費、技能修得費等 ②現在居住している住宅の家賃が高額であるなど、生活を立て直すために転居が必要な場合の転居費用、家具什器費等 ③住居確保給付金を併せて申請している場合に、家具什器費等 ④公共料金等を滞納している場合であって、滞納している料金を支払わなければ日常生活を営むのに著しい困難が生じる場合(住居の退去を求められる等)に、滞納分の支払いに必要な経費。租税やローン、クレジット、借入金等は対象外です。 ⑤過大な債務を負っている場合に、裁判所への予納金等当該債務を整理するために必要な経費(債務整理のための借り換え資金は除く。また、債務整理のための弁護士費用について法テラスによる支援を受けられる場合には、法テラスの支援が優先します)。 ○借受人の自立の可能性、償還確保の可能性を十分に検討した上で、費用の必要性を判断します。

借入条件は

利率

連帯保証人を立てる場合は無利子、いない場合は年1.5%となります。

延滞利息

最終償還期限を過ぎると延滞元金に対し、年5%が加算されます。

連帯保証人

原則として1名必要です。
やむを得ず見つからない場合でも貸付可能です。

自立計画とは

生活福祉資金(総合支援資金)はお金を貸し付けるだけの制度ではありません。借受人は、自立計画を作成し、自立に向かって努力していただくこととなります。失業している方であれば、求職活動を行っていただき、その状況を報告していただきます。また、世帯の収支内訳を報告していただくことで、家計を見直す作業なども行っていただきます。

申込方法は

お住まいの市町村社会福祉協議会が申込窓口となっています(訪れる際には事前に電話等でご連絡ください)。担当職員から制度の説明を受けて申請様式を受け取り、必要事項を記入及び必要書類(世帯状況により変わります)を添付して、市町村社会福祉協議会を通じてご提出ください。自立計画書の作成も必要となりますので、あらかじめ世帯の収支簿や負債の状況を把握しておいてください。

住居確保給付金を申請している方は、自立相談支援機関で交付された書類を持参してください。

失業者の方は、他の失業者対策の制度の対象となる可能性があります。本制度の利用を申込む前に、お住まいの地域のハローワークにご相談ください。



受付相談窓口一覧

法人名	住所	電話	ファックス
鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館内	TEL. 0857-24-3180	FAX. 0857-24-3215
(国府町総合福祉センター)	鳥取市国府町麻生4-2 老人福祉センター内	TEL. 0857-22-1880	FAX. 0857-22-1889
(福部町総合福祉センター)	鳥取市福部町海士1013-1 砂丘温泉ふれあい会館内	TEL. 0857-75-2337	FAX. 0857-74-6810
(河原町総合福祉センター)	鳥取市河原町渡一木277-1 老人福祉センター内	TEL. 0858-76-3125	FAX. 0858-85-0103
(用瀬町総合福祉センター)	鳥取市用瀬町別府96-2 保健福祉センター内	TEL. 0858-87-2302	FAX. 0858-87-2369
(佐治町総合福祉センター)	鳥取市佐治町加瀬木2171-2 老人福祉センター内	TEL. 0858-89-1022	FAX. 0858-89-1045
(気高町総合福祉センター)	鳥取市気高町浜村8-8 老人福祉センター内	TEL. 0857-82-2727	FAX. 0857-82-3171
(鹿野町総合福祉センター)	鳥取市鹿野町今市651-1 老人福祉センター内	TEL. 0857-84-3113	FAX. 0857-84-2453
(青谷町総合福祉センター)	鳥取市青谷町露谷53-5 老人福祉センター内	TEL. 0857-85-0220	FAX. 0857-85-0079
岩美町社会福祉協議会	岩美町浦富645	TEL. 0857-72-2500	FAX. 0857-72-3811
八頭町社会福祉協議会	八頭町宮谷254-1 郡家老人福祉センター内	TEL. 0858-72-6210	FAX. 0858-72-2793
(船岡支所)	八頭町船岡殿159 船岡保健センター内	TEL. 0858-73-0672	FAX. 0858-72-6122
(八東支所)	八頭町東593-1 八東地域福祉センター内	TEL. 0858-84-2210	FAX. 0858-84-2227
若桜町社会福祉協議会	若桜町若桜1247-1 地域福祉センター内	TEL. 0858-82-0254	FAX. 0858-82-1204
智頭町社会福祉協議会	智頭町智頭1875 智頭町保健・医療・福祉総合センター内	TEL. 0858-75-2326	FAX. 0858-75-4110
倉吉市社会福祉協議会	倉吉市福吉町1400 倉吉福祉センター内	TEL. 0858-24-6265	FAX. 0858-22-5249
湯梨浜町社会福祉協議会	湯梨浜町泊1085-1 保健福祉センター内	TEL. 0858-34-6002	FAX. 0858-34-6013
(羽合支部)	湯梨浜町はわい長瀬584 健康福祉センター内	TEL. 0858-35-2351	FAX. 0858-35-4143
(泊支部)	湯梨浜町泊1085-1 保健福祉センター内	TEL. 0858-34-2616	FAX. 0858-34-3083
(東郷支部)	湯梨浜町旭83 老人福祉センター内	TEL. 0858-32-0828	FAX. 0858-32-0834
三朝町社会福祉協議会	三朝町横手50-4 福祉センター内	TEL. 0858-43-3388	FAX. 0858-43-3378
北栄町社会福祉協議会	北栄町瀬戸36-2 社会福祉センター内	TEL. 0858-37-4522	FAX. 0858-37-4532
琴浦町社会福祉協議会	琴浦町浦安123-1 社会福祉センター内	TEL. 0858-52-3600	FAX. 0858-53-2035
米子市社会福祉協議会	米子市錦町1丁目139-3 福祉保健総合センター内	TEL. 0859-35-3570	FAX. 0859-23-5495
境港市社会福祉協議会	境港市竹内町40	TEL. 0859-45-6116	FAX. 0859-45-6146
南部町社会福祉協議会	南部町法勝寺331-1 総合福祉センター内	TEL. 0859-66-2900	FAX. 0859-66-2901
(会見支所)	南部町浅井938 総合福祉センター内	TEL. 0859-64-3511	FAX. 0859-64-3513
伯耆町社会福祉協議会	伯耆町大殿1010 保健福祉センター内	TEL. 0859-68-4635	FAX. 0859-68-4634
日吉津村社会福祉協議会	日吉津村日吉津973-9 社会福祉センター内	TEL. 0859-27-5351	FAX. 0859-27-5931
大山町社会福祉協議会	大山町赤坂764 福祉センターなかやま内	TEL. 0858-49-3000	FAX. 0858-49-3013
(大山支所)	大山町末長503 保健福祉センターだいせん内	TEL. 0859-39-5018	FAX. 0859-39-5021
(名和支所)	大山町御来屋467 保健福祉センターなわ内	TEL. 0859-54-2200	FAX. 0859-54-6028
(中山支所)	大山町赤坂764 福祉センターなかやま内	TEL. 0858-49-3000	FAX. 0858-49-3013
日南町社会福祉協議会	日南町生山397-1	TEL. 0859-82-6038	FAX. 0859-82-6058
日野町社会福祉協議会	日野町黒坂1247-1 老人福祉センター内	TEL. 0859-74-0338	FAX. 0859-74-0365
江府町社会福祉協議会	江府町江尾2069 江府町地域支援愛センター内	TEL. 0859-75-2942	FAX. 0859-75-3900

お申し込み・ご相談は
あなたのお住まいの市町村社会福祉協議会へ
社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会
 〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 TEL.0857-59-6333

生活福祉資金貸付制度のご案内

(総合支援資金)

生活福祉資金(総合支援資金)とは

生活福祉資金(総合支援資金)は、失業者等により日常生活全般に困難を抱えた世帯に対し、その自立に向けた活動を支援するために創設された資金です。



生活福祉資金(総合支援資金)の対象者は

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれ、次のいずれの条件にも該当する世帯。

- ア 低所得世帯(前年所得の1/12が生活保護費の2倍額未満の世帯)であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- イ 資金の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)の本人確認が可能であること
- ウ 現に住居を有していること又は生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- エ 原則として法に基づく自立相談事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること
- オ 実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- カ 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと
- キ 借受人又は借受人の属する世帯の者が暴力団員でないこと。

※申込内容を審査した結果、お貸しできないこともあります。

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会